

## 公 募 公 告

下記のとおり公告に付する。

### 記

#### 1 公募に付する事項

(1) 件名 法務省浦安総合センターにおける自動販売機の設置・維持管理及び商品の販売業務

(2) 募集者数

自動販売機計 9 台 1 社（者）

（内訳）

飲料自動販売機（缶・ペットボトル 7 台）

飲料・食料自動販売機（缶・ペットボトル・軽食・カップ麺等 1 台）

なお、対応が難しい場合は、飲料のみでも可。

食料自動販売機（軽食・カップ麺等 1 台）

#### 2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(2) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

(6) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものではない者として次の要件を満たす者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。

以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

- 律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

### 3 手続等

#### (1) 担当部局

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

法務省法務総合研究所総務企画部総務課経理係（担当：北野・長沼）

電話 03-3592-7102（直通）

メール akarengakeiri@i.moj.go.jp

#### (2) 募集要領の配布

上記(1)の担当部局において、令和5年3月6日（月）から同月13日（月）（平日 午前9時30分～正午、午後1時～午後5時）までの間に、電子メール又は紙にて配布を行う。

なお、電子メールでの配布を希望する場合は、上記3(1)の担当部局まで申し出ること。

#### (3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和5年3月13日（月）午後5時（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送により、担当職員に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により提出期限必着で送付すること。

(4) 企画提案に係る経費

企画提案書の作成及び提出、その他本公募に参加するために発生した経費は、その一切を提案者の負担とする。

4 選定方法

上記2の参加資格要件を備え、募集要項に沿った企画提案書の提出があった者の提案内容の審査を行い、その審査点が最も高い者を選定する。

5 企画提案書等の無効

本公示に示した公募に参加する者に必要な資格がない者による企画提案書又は募集要領に従った内容でない企画提案書は無効とする。

以上、公告する。

令和5年3月6日

法務省大臣官房施設課長 松本 麗